

岩手県告示第 783 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 11 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 340 号
- 2 供用開始の区間 九戸郡九戸村大字江刺家第 7 地割字七ツ役 69 番 2 地先から第 12 地割字横町 20 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 11 月 18 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 20 年 11 月 18 日から同年 12 月 18 日まで